

第2期松戸市自殺対策計画（案）パブリックコメント（意見募集）手続の実施結果を公表します

「第2期松戸市自殺対策計画（案）」の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ4名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめたのでお知らせいたします。

パブリックコメント手続実施結果の概要

- 1 意見募集期間 令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）
- 2 意見提出者 4名
- 3 意見総件数 16件
- 4 意見取り下げ 0件
- 5 回答数 16件
- 6 意見内容および回答 下記の通り

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
1	—	—	—	自殺の背景にある根本的な問題解決が重要ではないか。 バブル崩壊後の1990年代半ば以後、政府は構造改革・規制緩和を進め、非正規雇用の拡大があり、格差の拡大がありました。「就職氷河期世代」なることばまで生まれ、自殺を社会の問題として位置付けざる得ないほど自殺者増加があったということではないでしょうか。そして現在、非正規雇用は働く方々の4割を占めるようになり、なかでも若者や女性の雇用状況はさらに悪化しています。またその後のコロナ禍においては、飲食業等では営業の自粛・営業時間の短縮等が	ご指摘のとおり、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策においては社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとされています。本市においてもこの考えに基づ	無

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
				<p>あり、女性や若者の労働時間の減少は当然ながら収入の減少となりました。在宅ワークの増加や、学校の休校等も女性にはとりわけ負担を強いたのではないのでしょうか。短時間労働がさらに削減され、収入を失った女性の貧困、生理の貧困まで課題となり、自殺者の減少傾向が横ばいになったことも納得できます。</p> <p>生活困窮の一番の対策は生活不安・生活困窮を生じさせる要因、非正規雇用の拡大という問題を取り除くことが、雇用の安定確保が不可欠に思われます。1自治体で解決できることではなく、そのことを地方自治体として国に対してしっかり意見を上げ、生活困窮を拡大している根本問題に対する国の責任を問うこと、その上で各地方自治体に対応可能な支援体制を強化していくことが重要ではないでしょうか。</p> <p>そして、長時間労働による肉体的、精神的負担、パワハラ・いじめなどを「指導である・悪ふざけ」とする考え方を見直すなどの取り組み強化も併せて必要です。</p>	<p>き、25 ページに記載の「基本方針」に沿って計画を施行してまいりたいと考えております。</p> <p>また、32～34 ページに記載しております「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」は、平成 16 年 10 月の設立以来、シンポジウムの開催や自殺総合対策の提言の他、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」の策定、改正等に関わり、また、自殺の実態の調査研究や情報発信、自殺対策強化月間の導入など、国の自殺対策の基盤整備にも深く携わる民間団体です。本市は令和 4 年に「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携協定を締結しており、今後も本市の自殺の状況等について意見交換を行いながら、より効果的な自殺対策を推進してまいりたいと考えております。</p>	
2	—	—	—	<p>自殺をしたいと考えるほど追い詰められている方々、自殺未遂を繰り返すなどの当事者への支援等々、その強化が掲げてあります。当事者ばかりでなく、その遺族、兄弟姉妹や、両親、親族等に寄り添う継続的な支援の充実が必要であることはもちろん言うまでもありませんが、そこで矛盾を感じる点があります。</p>	<p>32、34 ページに記載しております「生きる支援相談窓口」においては、精神保健福祉士と保健師が相談業務を行っております。精神保健福祉士については、現在は会計年度任用職員を配置しておりますが、今後の相談業務に関する職員配置については検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>	無

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
				<p>相談体制の強化、継続的な支援や人材の育成などを考えると、その直接の対応をする精神保健福祉士は正規職員 1 名、会計年度職員が 2 名という現体制について、聞けばフルタイムでの業務とお聞きしました。なぜ正規職員としての採用ではなく、会計年度任用職員の配置なのかということです。非正規雇用の拡大を容認できないということとともに、とりわけデリケートな他人の心に寄り添う相談業務において、基本 1 年ごとの雇用は相手の信頼を得るうえでも問題ではないでしょうか。合わせて、基本施策で「自殺対策を支える人材の育成」が挙げられています。最も経験を積み重ねていく相談員が、次年度雇用が継続されるだろうかというような不安を抱えた中で、相手を安心させる相談に対応できるでしょうか。年度が替わり、担当が替わりまた新たな関係を築いていくというのは簡単なことではないと思われますし、それぞれの経験の積み重ねによる人材の育成や継承という面でも、正規職員による対応をめざすべきではないでしょうか。</p>		
3	1	4 計画の数値目標	3	<p>国や県、市が目標「30%以上減少」とすることの数値の根拠は何でしょうか？</p>	<p>国の自殺総合対策大綱においては、我が国の自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、数値目標が設定されています。先進諸国の自殺死亡率は、WHOおよび各国の国勢調査によると、米国 14.9（2019 年）、フランス 13.1（2016 年）、カナダ 11.3（2016 年）、ドイツ 11.1（2020 年）、英国 8.4（2019 年）、イタリア 6.5（2017 年）となっており、</p>	無

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
					日本においては18.5(2016年)であり、先進諸国の水準まで減少させるには、30%以上の減少が必要とされています。県、市の数値目標も国の大綱に準じて、数値目標を設定しております。	
4	1	4計画の数値目標	3	「令和8年の自殺死亡率を平成28年より30%以上減少させることを長期目標としました。」とありますが、これを年度単位に細分化しないと一気に令和8年の目標に達することは至難と思います。その目標達成具合で各担当課の人事評価を行うのが合理的に思えます。	計画の数値目標としては、令和8年の自殺死亡率を設定しておりますが、47～48ページに記載のとおり、計画の進捗状況を評価するための評価項目を施策ごとに設定しております。こちらについては、年度ごとに各担当課で評価を行い、目標達成に向けて進捗管理をしております。	無
5	2	1国の取組	4	国が示す「インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化」が本計画には見当たらない。追加すべきと考える。	インターネット上の自殺関連情報対策としましては、千葉県と連携し、児童生徒に対するネットリテラシー教育等を実施しておりますが、今後も関係部署等と連携し、必要な取組を検討しております。 市内小中学生に対しては、千葉県と連携してネットパトロールを実施しております。心配な児童生徒がいる場合、情報を該当小中学校に知らせ、早期対応を促しております。今後も引き続き必要な支援・取組を検討しております。	無
6	5	3基本施策 基本施策1	30	「松戸市いのち支える連携ガイドブック」について「市のホームページからもダウンロードができます。」の記載について。ダウンロードはできるが印刷ができない。設定	ご指摘のとおり、当該ガイドブックは出版物であるため、市のホームページよりダウンロードして閲覧することは可能ですが、印刷することはできません。「市のホームページからもダウンロード(閲覧のみ)でき	有

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
				変更を行うか、印刷しないで活用させるのであればその旨を記載したほうが良い。	ます。」と修正します。合わせて、当該ホームページに補足説明を追加します。	
7	5	3 基本 施策 基本施 策 3	32	市民への啓発と周知の中で、「こころの健康等に関する周知啓発を実施する」とありますが、「こころの健康」「こころの体温計」等の内容説明が不十分ではないでしょうか。また、それらを市民に対してどのように周知啓発を実施するのかについても、具体的な内容を併せてお示しいただきたいと考えます。	ご指摘を踏まえ「こころの健康」「こころの体温計」について、下記の説明を 33 ページに追加いたします。 ・「こころの健康」について：いきいきと自分らしく生きるためには、身体が健康であることに加え、こころも健康であることが重要です。こころが健康な状態に保たれるよう、松戸市では市ホームページや SNS、チラシ等を通して、ストレスを上手にコントロールする方法や、こころの健康状態をチェックするシステムの紹介、困った時の相談窓口等をご紹介します。 ・「こころの体温計」について：松戸市では、「こころの体温計」システムを導入しています。「こころの体温計」は、パソコンや携帯電話、スマートフォンから気軽にいつでも、自分の心の健康状態をチェックでき、結果に基づいて相談窓口に連絡することができます。※利用料無料（通信料は自己負担）	有
8	5	3 基本 施策 基本施 策 6	35	児童生徒の SOS の出し方に関する教育とありますが、この間、子どもがいじめの相談に行っても教師・学校では取組みられず「自殺する子ども」がニュースなどでたびたび報道されています。「児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標に掲げ、学校関係者に対するゲートキ	市内小中学生に対しては、千葉県が作成した児童生徒指導資料をもとに、悩みや不安についての解決方法、困った時は、周囲の相談しやすい大人に相談をすること（スクールカウンセラーやスクールソーシャル	無

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
				<p>ーパー養成研修の実施には触れてあるものの具体的な取り組み内容が見えません。信頼できる大人を身近に感じてもらうためにも、対応する教師、学校、教育委員会などがこれまでをどう総括し、今後どのように対応をするのかが重要であり、その具体的な取り組みを示すことが必要ではないでしょうか。</p> <p>また心理相談員や訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施するとあります。しかし、対応する方々の多くが会計年度任用職員であるとするなら、こちらもやはり継続して、お互いの信頼関係を築いていくとするなら安定して継続できる雇用環境を確保すべきではと考えます。</p>	<p>ワーカーも含め紹介)、友達同士で元気がないことに気付いたら助けること等を指導しております。</p> <p>他にもいじめアンケートの実施やWEBQUによる心理面の把握、電話やSNSの相談窓口を周知、市立小中学校の生徒指導主任に対するゲートキーパー養成研修の実施等を行っております。</p> <p>心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーについては、専門性を尊重し、継続的な雇用を念頭に置き、雇用環境の調整を行っております。今後も引き続きより良い支援・取組について検討を続けてまいります。</p>	
9	5	4 重点施策 重点施策1	36	<p>生活困窮者の自殺対策の推進について</p> <p>「生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、精神疾患、障害、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティなどの多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済困難に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。」について、決めつけを誘導させるような記載は削除した方が良い。</p>	<p>ご指摘の文章につきましては、国より送付される「地域自殺対策政策パッケージ（平成29年12月）」の文章を参考に作成したもので、現計画（松戸市自殺対策計画）にも同じ文章を記載しております。（現計画26ページ）</p> <p>ご意見並びに、今般送付されました新たな「地域自殺対策政策パッケージ（令和6年1月）」の内容を踏まえ、下記のとおり文章を修正します。</p> <p>生活困窮の背景には、多重債務、労働、精神疾患、障害、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティなど、自殺リスクにつながる多種多様な課題を</p>	有

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
					複合的に抱えている方が少なくなく、経済的困窮のみならず、様々な側面で生きづらさや生活上の困難を抱えていることも想定されます。	
10	5	4 重点 施策 重点施 策 1	36	「(1)生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する」という施策は賛成です。注意しなければならないのは、生活困窮に陥った人は(1)どこに相談すればいいのか、(2)どのような解決策を提案してもらえるのか、(3)当面の生活費、税負担、社会保険料はどのようになるのか、といった基本的な情報にアクセスできない、アクセスし難いという問題があります。この点に関する改善策が具体的に加味されると結構かと思えます。	ご指摘のとおり、生活困窮に陥った方が様々な不安、疑問をどこに相談すればよいかかわからないという場合も多いかと思えます。36 ページに記載している各相談窓口を様々な媒体を用いて市民、関係者に周知できるよう、基本施策 3 (32 ページ) に記載の取組等を進めてまいりたいと思えます。	無
11	5	4 重点 施策 重点施 策 3	39	勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進について 国が示す「ハラスメント防止対策」が本計画に見当たらない。 さらには、44 ページ「5 生きる支援関連施策」の中でこの施策に「●」がついている事業は 2 つしかない。重点施策(重点的に取り組む対象)に入れ込む意味はあるのか。	パワーハラスメントなどのハラスメントにつきましては、被害を受けている方が 1 人で抱えこまず、適切な支援につながるようよう、39 ページに記載の、勤務問題に関わる相談窓口の周知や、相談支援の実施を推進してまいりたいと考えております。 また、重点施策につきましては、本市の自殺の実態を分析した結果や国から示された「地域自殺実態プロファイル」により示された特徴などから、今後重点的に取り組むべき対象として定めております。今後も、勤務・経営問題に関する庁内外の関係部署、関係機関と連携し、必要な支援、取組を検討してまいりたいと考えております。	無

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
12	5	4 重点 施策 重点施 策 4	41	(3) 子ども・若者への支援について、ヤングケアラーへの支援を1つの項目として取組項目に追加すべきと考えます。	<p>ご指摘を受け、41 ページ (3) の取組項目「児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携」の取組内容を下記内容に修正します。</p> <p>「関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、児童虐待等への救済支援体制を強化する」</p> <p>合わせて 29 ページ (2) の取組項目「児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携」についても取組内容を同様に修正します。</p>	有
13	5	4 重点 施策 重点施 策 5	42	<p>女性・マイノリティ等の自殺対策の推進について</p> <p>「女性」「性的マイノリティ」は別立てにすること。同じ対策でもなく、同じ対象でもない。44 ページ「5 生きる支援関連施策」対象「●」が「ゼロ」であること。一緒にしたことにより「性的マイノリティ」への支援体制が「不十分」であることが目立ち、性的マイノリティの支援といいながら専用の相談窓口も設置できていない本市の現状に憤りすら感じる。国の閣議決定（令和4年10月）と比べても不十分である。国の閣議決定を受けて新たに策定された地方自治体（他市）の計画を参考に練り直すべきであると考え。「女性」は「女性」。「性的マイノリティ」は「性的マイノリティ」と別立てしている計画が多いことに気づくはずだ。</p>	<p>重点施策（重点的に取り組む対象）につきましては、本市の自殺の実態を分析した結果や国から示された「地域自殺実態プロファイル」により示された特徴などから、1 生活困窮者、2 高齢者、3 勤務・経営者、4 子ども・若者を定め、さらに、国、県の取組の方向性を踏まえ「5 女性・マイノリティ等」を、今回の計画より新たに重点施策としました。</p> <p>42～43 ページに記載の「マイノリティ等」については性的マイノリティのみではなく、性的マイノリティを含む様々なマイノリティを意味しており、「第2次千葉県自殺対策推進計画」54 ページに記載の「その他の問題に対する取組」を参考にしております。43 ページ (3) の取組につきましては、人権施策の推進等を含め、様々な差別や偏見をなくす取組、正しい理解の促</p>	有

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
					<p>進等により、様々なマイノリティの生きる支援につながる取組を実施してまいりたいと考えております。</p> <p>ご指摘を受け、43 ページの「人権施策の推進」について、市の考えをより分かりやすくお示しするため、説明文を下記内容に修正します。</p> <p>「一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指し、市民向けの啓発、職員向けの研修を行う。」</p>	
14	5	4 重点施策 重点施策 5	42	(1) 妊産婦への支援について、妊娠を望まない妊婦は少なからずいます。住民票のない場所で出産をしているなど、支援から漏れるケースがあります。そのような妊娠を望まない妊婦が孤立しない支援も計画すべきと考えます。	<p>妊娠届出時に望まない妊娠であった妊婦や、届出後、連絡がつかない妊婦へは、42 ページに記載の「親子すこやかセンターにおける相談支援」の一環として継続支援をしております。引き続き関係機関と連携しながら、妊婦の気持ちに寄り添い、必要なサービスの導入や出産・育児の環境を整え、妊婦が孤立しない支援に取り組んでまいります。</p>	無
15	5	4 重点施策 重点施策 5	42	(1) 妊産婦への支援「子育て世帯訪問支援事業」におけるヘルパー派遣について、ヘルパーに加え、産後ドゥーラーによる支援も計画に取り入れることで妊婦や、家事育児をされている方の心のケアに、よりつながるものと考えます。	<p>いただいたご意見を参考に「子育て世帯訪問支援事業」の支援内容の充実を図ってまいります。</p>	無
16	5	4 重点施策 重点施策 5	42	(2) 困難な問題を抱える女性への支援について、とりわけ住宅支援に対する施策の拡充を願うものです。雇用環境の悪化はとりわけ女性を働きにくくさせ、在宅ワーク・学校の休校、パートナーの仕事のストレスもぶつけられかねない女	<p>42 ページに記載の各相談支援におきましては、住居の問題を含め、相談者の様々な問題について、担当の部署、機関と連携し、対応しております。今後も関係部署、関係機関との連携を図り、困難な問題を抱える</p>	無

No.	章	項目	頁	ご意見	市の考え方	修正の有無
				<p>性の負担は、コロナ禍で大変重いものでした。また女性の置かれた雇用環境は、長く男女格差のある低賃金が続き、非正規雇用の拡大がそれに拍車をかけています。女性への支援で是非課題として取り上げていただきたいのが、住宅確保の支援です。その支援の具体化を図るために、その他の課題でもそれぞれ関係部署との連携による取り組みになっていますが、住宅問題についても担当部署と連携を取っていただき、支援の具体化をはかっていただくよう、ご検討をお願い致します。</p>	<p>女性の支援に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	